

第 71 号

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例

熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

くん蒸上屋	熊本港	1室当たり 1日までごとにつき	9,900	00	附属の電気施設を使用する場合は、実費を別収する。
	その他の港湾	1平方メートル当たり 1日までごとにつき	117	77	1 くん蒸施設を使用てくん蒸する場合はん蒸施設の1の区画部の面積を使用するとして、面積を計算。 2 附属の電気施設用する場合は、実費途徴収する。

用す
途徴

用し、
くの全
もの
する

を使
を別

を	くん蒸上屋	熊本港	1室当たり 1日までごとにつき	9,900	00	附属の電気施設を使用する場合は、実費を別途徴収する。
		その他の港湾	1平方メートル当たり 1日までごとにつき	117	77	1 くん蒸施設を使用してくん蒸する場合は、くん蒸施設の1の区画の全部の面積を使用するものとして、面積を計算する。 2 附属の電気施設を使用する場合は、実費を別途徴収する。
	小口貨物積替上屋	1平方メートル当たり 1日までごとにつき	290	00	附属の電気施設を使用する場合は、実費を別途徴収する。	

に改める。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(提案理由)

八代港の施設整備に伴い、使用料の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。